

令和7年4月8日

保護者 各位

津山市教育委員会
津山市立津山東中学校長

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

「災害共済給付制度」は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金が給付される共済制度です。加入については、年度毎に更新しています。令和7年度も全員加入の手続きを学校において実施しますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、津山市では子ども医療費公費負担制度を利用した場合の自己負担は入院・外来とも無料となっていますが、療養に伴って要する費用として加算される分や障害・死亡見舞金はセンターから給付されますので、全員加入をお願いします。

記

1 給付の種類と給付される場合

学校の管理下の事由による負傷、給食による中毒その他の疾病（ガス中毒、溺水、熱中症、漆等による皮膚炎など法令で定めのあるもの）の**医療費（医療保険診療外のものは、給付対象外）**、これらの負傷又は疾病が治った後に障害が残った場合の**障害見舞金**及び負傷又は疾病に直接起因する死亡に対する**死亡見舞金**が給付されます。

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

① 学校が編成した教育課程に基づく授業中	④ 通常の経路及び方法による通学中
② 学校の教育計画に基づく課外指導中	⑤ 寄宿舎にあるとき 等
③ 休憩時間中	

2 給付金額 [災害共済給付の給付基準は、センター法施行令第3条によります。]

① 医療費

・医療保険並の療養に要する費用の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分）ただし、子ども医療費公費負担制度を利用した場合は、療養に要する費用の1/10（療養に伴って要する費用として加算される分）が給付されます。

・初診から治ゆまでの医療費総額（医療保険でいう10割分）が5,000円以上の場合が給付の対象となります。

・ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額が給付されます。

② 障害見舞金 障害の程度に応じて、4,000万円（第1級）から88万円（第14級）が給付されます。

（通学中の場合は、2,000万円から44万円）

③ 死亡見舞金 3,000万円が給付されます。

（通学中の場合は、1,500万円）

（※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。）

3 給付基準

① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。

② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。

③ 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付（例えば、子ども医療等医療公費負担制度）等を受けたときは、その受けた額額の限度において、給付を行いません。

④ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

*これはセンターの災害共済給付制度の概要を記載したものです。

4 共済掛金（年額）

保護者等負担額 460円（津山市教育委員会負担額 475円）

※負担金額は年額です。

※徴収した掛金は8月1日（金）までに教育委員会に払込予定ですので、申請などの手続きについて早急な対応をよろしくお願い致します。

※ 加入に際しては、保護者の皆様の同意の下に行うことになっておりますので、事務手続き上、4月14日までに申し出がなければ、この文書をもって同意にかえさせていただきますのでご了承ください。